

(1) • ×
□□□□□
×敬白

(446)×9×14 059

俵の付札と俵中の切紙

板塔婆の下部を矢板として転用したものと推定される。板塔婆としては通常より厚めである。全体に風化しており、特に上端が顕著である。側面も磨耗しており、裂けている部分もある。また上端部を中心炭化している。表面の風化は板塔婆起立中の劣化で、上端部の磨耗や炭化は再利用のための折損部の処理であろう。表面は大半が墨が消失し、痕跡が確認される程度であり、下部のみ墨痕が残る。性格上その上にも文字があった可能性があるが、不明瞭である。裏面では下部に「敬白」とあり、その上に墨痕が見られるようであるがやはり不明瞭である。表面にはおそらく供養対象である被葬者の戒名等が記され、裏面には「敬白」の上に供養者の名前などが記されていたはずである。

なお木簡の釈読にあたっては、伊藤宏之氏等からご協力を得た。

(小俣 悟)



昨年の研究集会で、馬場基氏が俵中に札を入れる事例として、「地方判例録」の記事を紹介された際、狩野久氏はそれが紙製であることを確認された。このような俵中の紙札の事例が、永正元年（一五〇四）三月、和泉国日根野庄で起きた米俵横領未遂事件の記録に見えるので紹介しよう。

菖蒲村の百姓龜源七が犬鳴山七宝滝寺の西坊に米一俵を預けて置いた。ところが、正円右馬なるものが西坊に「正円右馬之由、札ヲ付サセテ」、その後、札に任せ持ち去ろうとしたという。そこへ偶然にも、俵を引取りにきた源七が出くわした。右馬は、すでに「札ヲ付置之条」はまぎれない事実だといつて持ち帰ろうとしたが、源七は、自分が最初に預け置いた証拠として「亀源七預置主之由、切紙ヲシテ入表（俵）中畢」と反論に出た。そこで俵を開いて米を器に移してみたところ、果たしてその切紙が見つかり真実は明白になった。右馬は、覚え違ひだつたといつて米を源七に引き渡し、その場はひとまず収まつたという（『政基公旅引付』同「十八日条）。

どこまで一般化できるのかわからないが、俵納入物の属性記銘手段として、付札の外付けと紙札の納入の両様の方法があつたことは読み取つてよいであろう。

（鈴木景二）